

措置命令を受けた者の 氏名又は名称	千葉県市原市 小穴 繁男
措置命令の根拠となる 条例の条項	千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に 関する条例（平成9年千葉県条例第12号。以下「残土条例」という。） 第23条第2項
条例に違反した事実	残土条例の許可を得ずに3,000㎡を超える区域を土砂等で埋め立てた。 （残土条例第10条違反）。
不適正な土砂等の埋立てが 行われた場所の所在地	千葉県市原市武士字根利木839番ほか18筆及び法定外道水路
措置命令の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・無許可埋立てを停止すること。 ・無許可埋立てに使用された土砂等の全部を撤去すること。
命令発出日	令和6年11月7日
命令履行期限	令和7年3月16日
命令発出者	千葉県知事